

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 8 日

各学校法人理事長 殿

東京都生活文化局私学部私学振興課長
吉原 宏幸

令和 4 年度教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）に係る交付申請書の提出について

このことについて、文部科学省から提出依頼がありましたので、該当がある場合は下記により提出してください。

該当がない場合は、交付申請書の提出は不要です。

記

1 対象学種

学校法人が設置する幼稚園（子ども・子育て支援新制度の施設型給付費を受けるものを除く）

2 提出書類

(1) 【令和 4 年度】 交付申請書（交付要綱様式 1）

(2) 【様式】 処遇改善

①総括表

②交付申請額（上限額）の算定方法について

③幼稚園の教育体制支援事業「賃金改善に係る計画書」（令和 4 年度）

④幼稚園の教育体制支援事業「チェックリスト」（令和 4 年度）【申請】

※令和 3 年度に本事業の交付決定を受けた幼稚園については、交付申請の際にご提出いただいた【様式】処遇改善（最終版）をご提出ください。なお、今回の申請に当たり「計画書」の内容を変更することで、補助金額を変更することは可能です。その際は、「チェックリスト」の日付を今回の申請日に修正してください。【詳細は別紙 FAQ4-21 参照】

※4 月から本事業を活用する幼稚園は、今回掲出した【様式】処遇改善に記入してください。

(3) 口座振込依頼書

<作成にあたっての留意事項>

- i) 交付申請書等のデータは、3月10日（木曜日）19時以降、以下のURLにある「教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）」からダウンロードできます。

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/youshiki.html>

- ii) 上記（1）の書類は、PDFファイルとし、法人単位で、作成してください。今回の申請に当たっては、令和4年度分（4月から9月まで）を交付申請いただきます。令和3年度分（2月から3月まで）を遡って申請することはできません。なお、複数の幼稚園を設置する学校法人は、交付申請額の下に幼稚園ごとの金額を内訳として記載してください。

上記（2）の書類は、Excelファイルとし、園単位で作成してください。

- iii) 上記（1）及び（2）の書類は、押印不要です。（3）の書類は押印が必要です。
iv) 上記（3）の書類は法人単位で、作成してください。また、振込口座が学校法人と異なる場合には、補助金受領権限についての委任状を添付してください。年月日は記載しないでください。

3 提出方法

(1) 2（1）及び（2）の書類について

下記メールアドレス宛てに御提出をお願いいたします。その際、件名は処遇改善の開始月によって、以下のとおりとしてください。

<2月、3月（令和3年度）開始の場合…令和3年度に本事業の交付決定を受けた幼稚園>

「【令和3年度開始】幼稚園の教育体制支援事業交付申請書等（学校法人番号5桁）」

※「計画書」の内容変更の有無をメール本文に記載してください。

<4月（令和4年度）開始の場合>

「【4月開始】幼稚園の教育体制支援事業交付申請書等（学校法人番号5桁）」

<提出先メールアドレス> S0000035@section.metro.tokyo.jp

(2) 2（3）の書類について

下記住所宛に郵送により御提出をお願いいたします。封筒に「令和4年度幼稚園の教育体制支援事業 口座振込依頼書 在中」と朱記してください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎18階北側
東京都生活文化局私学部私学振興課 助成担当

4 提出期限

令和4年3月17日（木曜日）17時 必着

※口座振込依頼書については、3月17日（木曜日）消印有効とします。

- ・令和4年5月以降に本事業を活用する幼稚園については、追ってお知らせします。

5 その他

- (1) 交付要綱、実施要領及びFAQにお目通しいただき、補助要件等を十分に御確認ください。
- (2) 記入要領を掲載しておりますので、賃金改善に係る計画書及びチェックリスト作成の際に御活用ください。
- (3) 2(1)及び(2)の書類は、文部科学省からデータでの提出を依頼されております。そのため、データ以外では受付することができませんのでご了承ください。
- (4) 令和4年10月から令和5年3月までは、東京都による事業として実施予定です。補助率は1/2（負担割合：国1/4、都1/4、学校1/2）を予定しています。

6 今後のスケジュール（予定）

交付決定	令和4年4月上旬
補助金請求書提出依頼	令和4年4月上旬
補助金交付	令和4年4月末

7 問い合わせ先

- (1) 教育支援体制整備事業費交付金（幼稚園の教育体制支援事業）に係る制度及び様式等について

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第四係

電話（代表）：03-5253-4111（内線 2547）

E-mail：you-kaizen@mext.go.jp

- (2) 本事務連絡に係る内容及び交付申請書等の受理について

東京都生活文化局私学部私学振興課（助成担当）

E-mail：S0000035@section.metro.tokyo.jp

※お手数をおかけいたしますが、テレワークを実施しているため、お問合せについてはメールでお願いいたします。